

# 事業承継をお考えの企業オーナーの皆様 このようなお悩み、愛媛銀行にお任せください

## 突然相続が発生するかも…

- 自分に万が一があった場合に備え、株式が分散しないよう、後継者に自社株が承継されるように手当てしておきたい
- 全ての財産の配分は決められないが、後継者は決まっているので自社株の承継は手当てしておきたい

## 今後も、会社の業績が好調だと…

- 将来株価が上昇した場合、その状態で万が一相続が発生すると、相続人は多額の相続税を支払わなければならない
- 株価が低いうちに後継者に自社株を渡したいが、今すぐ経営を任せることは不安であり、経営権(議決権)は自分が維持したい

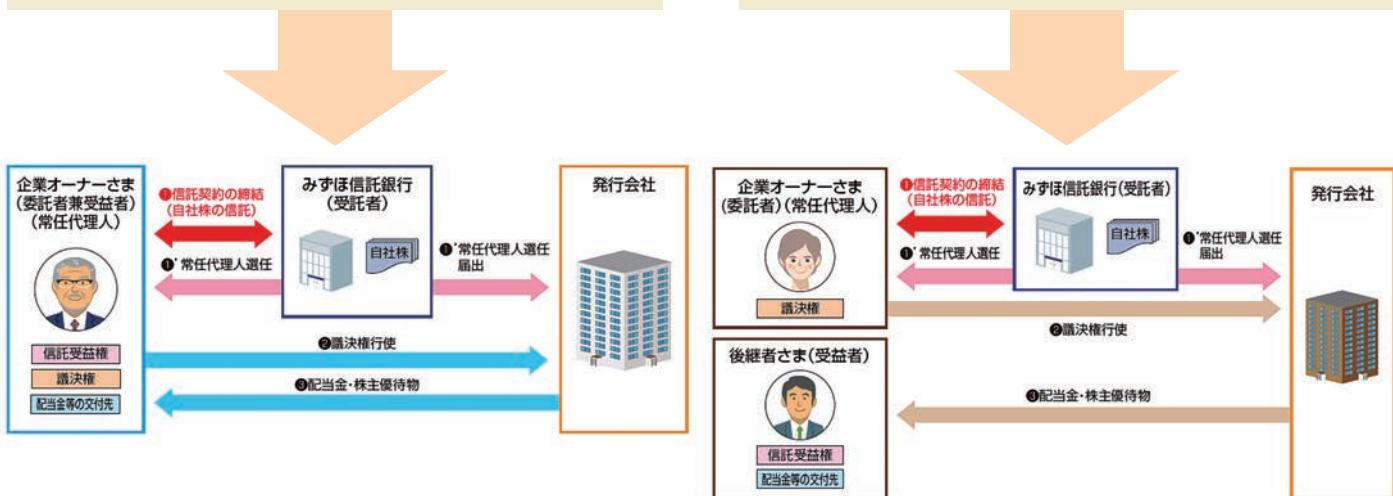
## 「ひめぎん事業承継信託」で解決できます

### 遺言代用タイプ

- 企業オーナーに万が一相続が発生した場合に備え、自社株の行く末だけでも確実に決めておくことができる

### 生前贈与タイプ

- 株価が上昇する前に自社株を承継し、経営権(自社株の議決権)は引き継ぎ企業オーナーに留保できる



- 愛媛銀行は、販売会社として本商品の勧誘・販売をします。
- 企業オーナーさまが保有されている自社株をみずほ信託銀行に信託し信託契約を締結します。
- 信託期間中、企業オーナーさまは発行会社に議決権行使し、発行会社から配当金を受領します。
- 企業オーナーさまに相続が発生した場合、後継者さまに自社株を交付し、信託が終了します。

- 愛媛銀行は、販売会社として本商品の勧誘・販売をします。
- 企業オーナーさまが保有されている自社株をみずほ信託銀行に信託し信託契約を締結します。信託設定時に、企業オーナーさまから後継者さまに信託財産である自社株が贈与されたものとみなされ、財産権は実質的に後継者さまに移転します(この時点で贈与税が課税されます)。
- 信託期間中、企業オーナーさまは議決権行使し、後継者さまは発行会社から配当金を受領します。
- 企業オーナーさまに相続が発生した場合、後継者さまに自社株を交付し、信託が終了します。

## オーナーの承継に対する思い



従業員や取引先のためにも自社株だけ確実に引き継ぎたい

自社株の承継手続きをスムーズに行いたい

相続だけでなく、行為能力が低下した場合にも備えたい

対策はしたいが、将来後継者が変わるかも知れない

## 事業承継信託で解決

### 簡便・負担が少ない

承継対象資産は自社株のみ。全資産の承継計画が決まっていなくとも、申込できます。

### 争族を防ぐ

遺産分割協議を避け、確実に後継者の方に自社株を引き継ぐことができます。

### 生前の経営の空白を防ぐ

委託者の行為能力が低下した場合は後継者の方が議決権行使ができます。

### 自社株の承継を長期的にサポート

後継者の変更、追加信託、一部払出が無料で可能。

(後継者の変更:遺言代用タイプの場合のみ可能)

### 「ひめぎん事業承継信託(遺言代用タイプ / 生前贈与タイプ)」の概要

ご利用いただける方	個人のお客さま(国内居住の企業オーナー等)
信託財産の種類	企業オーナーさま(委託者)が経営に関与する会社が発行する国内非上場株式(自社株)
後継者	お客様の3親等以内の親族または自社株の発行会社の役職員で国内居住者
追加信託	委託者による自社株の追加信託が可能
信託期間	信託設定日から信託終了日(委託者の相続発生時等)
設定時信託報酬(税込)	遺言代用タイプ 55万円 / 生前贈与タイプ 88万円
信託財産の交付	受益者に原則として信託終了日の翌営業日以降に信託財産を現状(自社株)のまま交付
中途解約・契約変更	原則不可 (ただし、やむを得ない事情により、中途解約・契約変更のお申し出があった場合、みずほ信託銀行はこれに応じることがあります。)
その他留意事項等	<ul style="list-style-type: none"><li>本商品による自社株の承継、生前贈与は、事業承継税制の対象とはなりません。</li><li>本商品は預金ではありません。</li><li>本商品は元本の補てん、利益の補足はありません。</li><li>本商品は預金保険、投資者保護基金の対象ではありません。</li></ul>
受託者	みずほ信託銀行株式会社 〒103-8670 東京都中央区八重洲一丁目2番1号

●愛媛銀行は、みずほ信託銀行と提携し、「事業承継信託」の信託契約の締結の媒介を行います。